

新入学児童保護者のみなさまへ

裏面に申請書があります

就学援助のお知らせ（令和5年4月～6月分） ※令和5年7月以降についてはこの申請とは別途、申請が必要です。

川越市教育委員会

1 就学援助とは

経済的理由で公立小中学校への就学が困難なご家庭に対し、川越市が学校給食費や学用品費などの一部を援助する制度です。援助を受けるためには申請が必要です。

2 援助を受けることができる方

川越市に住民登録があり、公立小中学校に通学している児童・生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方。

- 生活保護を受給している世帯・・・申請は不要です。
- 次の（１）～（３）に該当する世帯・・・申請が必要です。
 - 世帯全員の所得額の合計が川越市教育委員会の定める基準額未満の方。基準額の具体例は下記「基準額の目安」をご覧ください。
 - 児童扶養手当（児童手当とは異なります）を受給中の方。
 - 生活保護が停止又は廃止になった方。ただし、世帯状況の変更による廃止を除きます。

※川越市外に住民登録がある方は、住民登録地の教育委員会にご相談ください。

●基準額の目安…源泉徴収票の給与所得控除後の金額、確定申告書Bの所得金額（合計）をご覧ください（※）。
※令和3年度実施の税制改正（給与所得控除等から基礎控除への10万円振替）対応のため、給与所得または公的年金等所得のいずれかがある方は、所得金額から10万円を控除します。

世帯人数	世帯構成（年齢）	持家の場合	借家の家賃月額61,000円の場合
2人	親(38)、子(6)	約263万円	約338万円
3人	父(38)、母(38)、子(6)	約296万円	約371万円
4人	父(38)、母(38)、子(8)、子(6)	約369万円	約444万円
5人	祖母(68)、父(38)、母(38)、子(8)、子(6)	約407万円	約482万円

●基準額未満で申請をされる方への注意事項

- 基準額の目安について、実際の基準額は、世帯の人数、年齢、障害の級、家賃額等により異なります。このため、前年度と所得額が同じでも、審査結果が異なる場合があります。また、住民票上の世帯で審査します。
- 令和3年分の世帯全員の所得額の合計で審査を行います。必ず申告を済ませておいてください。世帯内のどなたの扶養にも入っていない場合は、審査のため所得がなくても市県民税の申告が必要です。また、勤務先から給与支払い報告書が川越市へ送付されていない方も、確定申告や市県民税の申告が必要です。申請書の受領後、未申告が判明した場合には連絡いたしますので、至急申告をお願いします。対応いただけない場合は、申請書を返戻いたします。再度申請される場合は、申告後に、ご申請をお願いします。

3 援助の内容（申請月により受けられる金額が変わることがあります。）

支給項目	支給金額（年額）		備考
	小学生	中学生	
新入学児童生徒学用品費等	54,060円	60,000円	1年生で4月が認定月の方
学用品費等 （学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊なし））	1年生 13,230円 2～6年生 15,500円	1年生 25,040円 2～3年生 27,310円	（年額）/12×該当月数分を支給
校外活動費（宿泊あり）	上限 3,690円	上限 6,210円	交通費、見学料のみ対象／後払い
修学旅行費	実際にかかった金額（対象経費）		団体行動以外の経費、アルバム代などは対象外／後払い
学校給食費	実際にかかった金額		欠食等による減額分は対象外
通学費	上限 40,020円	上限 80,880円	公共交通機関で通学区域外の特別支援学級に通学する場合
医療費	実費		学校で治療の指示を受けた場合で、学校保健安全法で指定された病名の治療費。 ※生活保護受給者のみ ※教育指導課取り扱い

※支給は、申請書記載の口座（学校給食費は学校長口座）への振込みとなります。また学校納付金が滞納されている場合などは、通学されている学校の学校長口座への振込みとなります。※振込予定日は概ね毎月15日を予定しております。校外活動費（宿泊あり）、修学旅行費は、実施の2、3カ月後に振込みいたします。※生活保護受給世帯は、修学旅行費及び医療費のみ対象で、その他は生活保護費で支給されます。

4 申請期日

●受付期間 令和4年12月1日（木）～令和5年1月31日（火）まで

以降も申請可能ですが、認定される時期が遅れたり、支給が受けられない月が発生する場合があります。

●受付場所 市役所教育財務課、通学先の学校事務室

市民センターや連絡所では受付不可。新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送でも受付いたしますが、万が一の郵便事故がご心配な方は、特定記録郵便又は簡易書留など記録に残る郵便で送付してください。郵送での申請の場合、郵便の不着や遅延等の一切の責任は負いかねます。

5 提出書類

●市役所 教育財務課に提出する場合

申請書の他、下記のものを添えて申請してください。

<p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認のための書類（①と②の両方必要。）</p> <p>①申請者の番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード（※）、個人番号が記載された住民票の写し等） ※通知カードについては令和2年5月25日以降に住所、氏名等記載内容に変更がない場合のみ</p> <p>②申請書を持参する方の身元確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等）</p> <p><input type="checkbox"/> その他必要書類のコピー（該当する場合のみ。委任状は原本が必要）</p> <p>①住居の賃貸借契約書（契約期間、家賃金額、住居の所在地、契約者の取り交わし印の部分）</p> <p>②身体障害者手帳1～3級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳④・A・B、障害年金証書1～2級</p> <p>③委任状（申請者と別世帯の方が、申請書を持参する場合のみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 令和4年1月1日現在、川越市にお住まいでなかった方のみ提出いただくもの</p> <p>下記①または②を提出 ※16才以上の方、全員分を証明する必要があります。</p> <p>①「令和3年1月1日～令和3年12月31日分の所得証明書」</p> <p>②申請者以外の方の、マイナンバー番号確認のための書類（上記マイナンバー確認のための書類①と同様）</p> <p>※川越市教育委員会が市民税課税状況を公簿等により確認することに同意し、申請書下方の欄に自署いただく必要があります</p>
--

裏面に続きます →

●通学先の学校事務室に提出もしくは郵送の場合

申請書（原本）と表面記載の添付書類をコピーしたものを、**封筒に入れて**提出してください（※1）。

その際、封筒に申請者名と提出先の学校名を書いてください（※2）。

※1 マイナンバーカード（写真付）で申請者のマイナンバー及び身元確認書類の証明をする場合、カードの両面をコピーしてください。

※2 郵送の場合は封筒への学校名の記載は不要です。

6 申請書提出に際して 提出前にご確認ください。

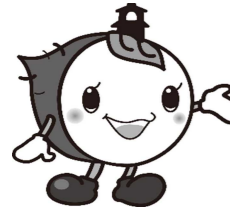
- 令和4年度分認定済みの世帯については、改めて申請は不要
※上にお子さんが出て、現在、すでに受給されている世帯は、今回の申請は必要ありません。
- 記入誤りや漏れがないか
※特にマイナンバー、振込先口座（申請者名義に限り）
- 審査に必要な書類が揃っているか
※不足する場合は、申請を受理できません。
※受付期間を過ぎても申請は可能ですが、遡及はできません。
- 所得申告済みか
※世帯員全員の申告が必要です。
- 主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給、り災など特別な事情があるか
※新型コロナウイルス感染症の影響等により、主たる生計維持者の生活状況の急変（失業、休業等で収入の激減など）があった場合は、教育財務課にご相談ください。

7 申請後について

1. 審査結果は概ね、3月上旬までに郵送いたします。
2. 申請書の受領後、審査に必要な書類の不足等が判明した場合には連絡いたします。
指定する期日までに提出されない場合、申請書を返戻いたします。
3. 就学援助を申請される場合でも、給食費のお支払いのための口座登録は必要です。
給食費は、就学援助が認定となるまでは納付してください。認定後に登録口座に返金されます。
給食費のお問合せ先: 学校給食課 電話 049-223-3039
4. 新入学児童生徒学用品費等の支給は、3月中旬を予定しています。
5. 申請書の提出後に、世帯構成の変更等があった場合には、速やかに教育財務課にご連絡ください。
変更の時期や内容によっては、返金や再申請が必要です。
また、振込先の口座の名義変更等された場合にも、ご連絡ください。
6. 申請は毎年必要です。7月以降引き続き援助を希望される場合、ご入学後もう一度申請が必要です。
7月以降分の申請書は、4月中に学校からお子さんを通じて配布いたします。

※ 今回の申請は 4月6月分

川越市マスコットキャラクター
ときも



<利用者の声>

- ・給食費の負担が大きいので援助があつて助かった。
- ・学用品にもお金がかかるので、就学援助を申請して良かった。

ご不明な点は
お問い合わせください。

川越市教育委員会
教育財務課 財務担当
〒350-8601
川越市元町 1-3-1 東庁舎 2階
電話 049-224-6083

(提出先)川越市教育委員会教育長

切り取ってお使いください

令和4年度 就学援助費受給申請書

(新入学児童用) 令和5年6月分まで

この申請書に記入・添付したものに相違ないので、次のとおり就学援助費の受給を申請します。

申請日	年 月 日	提出場所: 教育財務課または 封入のうえ通学校事務室
申請者 (保護者)	フリガナ	生年月日
	氏名	① 年 月 日
	マイナンバー	①、②、③は同一人となります。
	住所	〒350- _ _ _ _ 川越市 (令和4年1月1日住所)
住居状況	<input type="checkbox"/> 賃貸(家賃金額 円) ※契約書の写しを添付 <input type="checkbox"/> その他	
電話	自宅: - - 携帯: - -	
前年度申請状況	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 非認定 <input type="checkbox"/> 申請なし	
振込先 (申請者名義)	銀行・信用金庫・農協	1 就学援助の審査のために、申請者の世帯の住民情報、税務情報、児童扶養手当の受給状況及び生活保護の受給状況を確認すること。 2 認定の場合、学校給食費を通学校の学校長が管理すること。 3 学校納入金及び学校給食費の未納があるとき、学校給食費以外の援助費を学校長が管理し、未納分の充当処理をすること。 上記1、2の事項に同意し、3の事項を川越市教育委員会に委任します。
	本店・支店・出張所 ※ゆうちょ銀行の支店は3桁の数字です。	
預金種別	普通	
名義(カナ)	②	
<input type="checkbox"/> 座番号		申請者名③ ※署名または記名押印

就学援助対象者	氏名	生年月日	続柄	学校名(学年)
		年 月 日		小・中 学校(年)
		年 月 日		小・中 学校(年)
		年 月 日		小・中 学校(年)
	令和5年度新入学予定児童氏名	生年月日	続柄	令和5年度新入学予定学校名

上記以外の家族(同一世帯員)	氏名	生年月日	続柄	学生(令和3年4月~令和4年3月)であった方は下にチェックしてください。
		SH 年 月 日		<input type="checkbox"/> 高校生、大学生等
		SHR 年 月 日		<input type="checkbox"/> 高校生、大学生等
		SHR 年 月 日		<input type="checkbox"/> 高校生、大学生等
	SHR 年 月 日		<input type="checkbox"/> 高校生、大学生等	

令和4年1月1日に川越市に住民登録がない場合は、申請者以外の所得があるご家族全員(16歳以上)、下記に自署及びマイナンバーを記入してください。※所得証明書を添付している場合は不要です。

就学援助費支給審査のため、川越市教育委員会が市民税課税状況を公簿等により確認することを承諾します。

世帯員氏名	マイナンバー																			
世帯員氏名	マイナンバー																			
世帯員氏名	マイナンバー																			
世帯員氏名	マイナンバー																			

特記事項	該当する場合は、□に ✓ を記入してください。 <input type="checkbox"/> 生活保護廃止(廃止日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 障害認定を受けている世帯員がいる <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給中(申請中の場合 申請日 年 月 日)
------	--